令和８年（フ）第５７９号
大阪府貝塚市三ツ松1324番地、前住所大阪府泉南市馬場２丁目25番17号
債務者　西川　文晃
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　勝博
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６１９号
大阪府貝塚市澤1101番地１　ピアコートＵ506号
債務者　田中　伸吾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６３０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目37番15号藤原ハイツ207、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目１番９号　セジュール正木101
債務者　森本　寛
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　睦子
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６３６号
大阪府岸和田市神須屋町488番地　アシューレ東岸和田203号
債務者　入鹿山由華
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１０９３号
名古屋市南区中割町３丁目３番地　アネックス安井５Ｃ号
債務者　木村　広志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９６号
名古屋市北区桐畑町181番地　３清邦ビル202号
債務者　矢島　涼
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８２号
愛知県日進市米野木町農来60番地１
債務者　松島　隆幸
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０８号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字中切647番地の４　チサンマンション大治714号
債務者　笠原　里桜
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１８号
名古屋市千種区新池町４丁目57番地の２　マンション亜南３Ｂ号
債務者　安江　泰樹
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４２１号
名古屋市天白区植田１丁目2102番地　サンパレス植田605号
債務者　山本　康一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７２５号
愛知県日進市藤枝町小六田179番地６
債務者　木下　友里
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７４１号
名古屋市西区歌里町303番地　東
債務者　古田由美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５５号
愛知県津島市鹿伏兎町西11番地
債務者　三輪　昭博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７８６号
名古屋市千種区春岡２丁目23番１号　アプレシオ春岡ＷＥＳＴ　301号
債務者　今井　泉
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３号
三重県鳥羽市相差町1267番地３　グループホーム有明の里、住民票上の住所三重県鳥羽市屋内町12番25号
債務者　隅谷　守
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第５５３号
愛知県豊田市御立町10丁目168番地２
債務者　寺澤　純圭
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
愛知県豊田市千足町神明堂984番地56
債務者　長野　里美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係